



保険・年金

国民健康保険

問 保険医療課 ☎72-1111

国民健康保険(国保)とは、みんなでお金を出し合い、個々の医療費の自己負担額を軽減しようという助け合いの制度です。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が国保に加入します。

こんなときは届け出を！

問 保険医療課 ☎72-1111

以下に挙げる出来事が起こった時には、14日以内に保険医療課へ届け出てください。

【届け出に必要なもの】

印鑑、本人確認書類、マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーがわかる書類

●国保に加入するとき

こんなとき	ほかに必要なもの
ほかの市区町村から転入したとき	・転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	・健康保険資格喪失連絡票
職場の健康保険の扶養からはずれたとき	・被扶養者でなくなった証明書
子どもが生まれたとき (職場の健康保険の扶養に加えないとき)	・保護者の健康保険証 ※状況により、出産に関する領収書等が必要な場合があります
生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書

●国保を脱退するとき

こんなとき	ほかに必要なもの
ほかの市区町村に転出するとき	・国民健康保険証
職場の健康保険に加入したとき	・国民健康保険証 ・職場の健康保険証(加入したことを証明する書類でも可)
職場の健康保険の扶養に入ったとき	・国民健康保険証 ・職場の健康保険証(被扶養者になった日付のわかる書類でも可)
被保険者が亡くなったとき	・国民健康保険証 ・葬祭を行った人(喪主)名義の預金通帳 ・会葬礼状または葬祭費用の領収書
生活保護を受けるようになったとき	・国民健康保険証 ・保護開始決定通知書

●その他

こんなとき	ほかに必要なもの
同じ市区町村内で住所が変わったとき	・国民健康保険証
世帯主や氏名が変わったとき	・国民健康保険証
世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	・国民健康保険証
修学のため、別に住所を定めた時	・国民健康保険証 ・在学証明書
保険証を紛失・汚損したとき	—

国保で受けられる給付

問 保険医療課 ☎72-1111

お医者さんにかかる時、病院等の窓口で保険証を提示すれば、年齢等に応じた自己負担割合分を支払うだけで医療を受けることができます。

自己負担割合		
義務教育就学前		2割
義務教育就学後・70歳未満		3割
70歳以上 75歳未満	一般	昭和19年4月1日以前生まれの人 1割
		昭和19年4月2日以降生まれの人 2割
	現役並み所得者※	3割

▶ **出産育児一時金(手続きが必要な場合あり)**
被保険者が出産したとき支給されます。(妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます)。原則、国保から医療機関等に直接支払われます。

▶ **葬祭費(手続き必要)**
被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った方(喪主)に支払われます。

▶ **高額療養費(手続き必要)**
医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

※現役並み所得者とは…

同一世帯に住民税課税所得(調整控除適用される場合は控除後の金額)が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人

国民健康保険税

問 保険医療課 ☎72-1111

国保は住民登録の世帯単位で加入します。国民健康保険税を納めなければならない方は、「世帯主」です。世帯ごとに年税額を計算し、世帯主あてに税額通知書をお送りしますので、期限までに納付をお願いします。場合によっては、年金からの特別徴収(天引き)の対象になることがあります。

●普通徴収

・1年分(4月～3月)の保険税を7月～2月の8回に分けて納めていただきます。

納期											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

●特別徴収

・1年分(4月～3月)の保険税を、年6回(偶数月の年金支給日)に分けて年金から天引きします。

納期											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1期		2期		3期		4期		5期		6期	

保険税を滞納すると、未納期間に応じて次のような措置がとられます。国保は助け合いの制度です。期限までに必ず納付しましょう。

督促 納期限を過ぎると「督促」が行われ、延滞金等を徴収される場合があります。

↓ それでも滞納が続くと…

短期被保険者証 通常の保険証ではなく、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。

国民年金

問 保険医療課 ☎72-1111

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方が全員加入する制度です。
国民年金を納めることで、老後の生活だけではなく、病気やけがで障がいが残ってしまったとき、一家の主が亡くなってしまったとき、年金という形でサポートを受けることができます。

●加入者(被保険者)は3種類!



国民年金の給付と種類

問 保険医療課 ☎72-1111

●基礎年金

1. 老齢基礎年金
 - ・原則として、25年以上の受給資格を満たした方が、65歳から受けられる年金(平成29年8月からは、10年に短縮)
2. 障害基礎年金
 - ・国民年金加入中や、60歳～65歳までの間に病気やけがで、一定の障がいの状態になったときに受けられる年金
3. 遺族基礎年金
 - ・国民年金の被保険者や老齢基礎年金の受給権者が死亡したときに、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受けられる年金(子とは、18歳到達年度の末日を経過していない子)

●独自給付

第1号被保険者の人を対象にした独自給付があります。

1. 付加年金
 - ・付加保険料(月額400円)を納めることで、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて、生涯支給されます
2. 寡婦年金
 - ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、年金をもらわずに死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に、60歳～65歳までの間、支給されます
3. 死亡一時金
 - ・国民年金保険料を3年以上納めた方が、年金をもらわずに死亡し、生計をともにしていた家族が遺族基礎年金を受けられないときに支給されます

こんなときは届け出を!

問 保険医療課 ☎72-1111

●国民年金に加入するとき

こんなとき	必要なもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者は除く)	・印鑑	第1号被保険者: 保険医療課 第3号被保険者: 配偶者の勤務先
2号被保険者ではなくなったとき	・印鑑 ・年金手帳	第1号被保険者: 保険医療課 第3号被保険者: 配偶者の勤務先

●国民年金に加入しているとき

こんなとき	必要なもの	届出先
加入者が死亡したとき	・年金手帳 ・印鑑	保険医療課
住所を変更したとき(転入時)	・年金手帳 ・印鑑	保険医療課
住所を変更したとき	・年金手帳 ・印鑑 ・変更年月日がわかる書類	保険医療課
結婚等で配偶者の扶養に入るとき	※届出先へご確認ください	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	・年金手帳 ・印鑑 ・扶養抹消年月日がわかる書類	保険医療課
年金手帳をなくしたとき	・印鑑	第1号被保険者: 保険医療課 第3号被保険者: 配偶者の勤務先

●国民年金を受けているとき

こんなとき	必要なもの	届出先
年金を受けていた方が死亡したとき	・年金証書 ・印鑑 ・戸籍謄本 等	年金事務所
住所・氏名が変わったとき	・年金証書 ・印鑑	年金事務所

納付が困難なときは

問 保険医療課 ☎72-1111

経済的な理由により、国民年金保険料の納付が困難な場合は、所得に応じて「全額免除」、「4分の1納付」、「半額納付」、「4分の3納付」の4段階の「保険料免除制度」、学生の方が対象の「学生納付特例制度」、50歳未満の方が対象の「納付猶予制度」があります。申請により、原則2年1か月前までさかのぼって申請できます。

保険料免除の承認を受けた期間がある場合、将来受け取れる年金額が少なくなってしまう可能性があります。生活にゆとりができたときは、さかのぼって納めることができる「追納」をおすすめします。

後期高齢者医療制度

問 保険医療課 ☎72-1111

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置された「愛知県後期高齢者医療広域連合」と市町村が協力して運営します。

●対象となる人(被保険者)

- ・75歳以上の人
75歳の誕生日当日から加入します。加入についての手続きは不要です。
- ・65歳～74歳で一定の障がいがある人
申請により、愛知県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から加入します。

●お医者さんにかかるとき

病院等の窓口で保険証を提示すれば、自己負担分を支払うだけで医療を受けることができます。

自己負担割合
現役並み所得のある方※…3割
その他の方……………1割

※現役並み所得ある方とは、同一世帯に市町村民税の課税所得が145万円以上ある後期高齢者医療制度の被保険者がいる世帯の方

●受けられる主な給付

項目	内容
療養費	補装具を購入したとき等に、保険負担分を支給
葬祭費	被保険者が亡くなったときに、葬祭を行った人(喪主)に5万円を支給
高額療養費※	1か月ごとの自己負担額が限度額を超えた場合に支給(初回のみ申請が必要)
高額医療・高額介護合算療養費※	1年間に自己負担をした医療費と介護サービス費を合計し、限度額を超えた場合に支給

※支給の対象となる人には、「お知らせ」をお送りします。

●保険料

後期高齢者医療制度に加入している被保険者一人ひとりに納めていただきます。保険料は被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が負担する「均等割額」の合計により算出されます。

●納付方法

- ・特別徴収
年金天引きによる納付方法。条件を満たす場合、原則として特別徴収により納付いただきます。
※申出により、普通徴収への切替が可能です。(口座振替に限る)
- ・普通徴収
口座振替または納付書による納付方法。

こんなときは届出を!

- ・氏名・住所が変わったとき
- ・被保険者が亡くなったとき
- ・給付を受けるとき
- ・交通事故で保険証を使ったとき



福祉医療制度

問 保険医療課 ☎72-1111

医療費の負担を軽減するために、次のような助成制度があります。母子・父子家庭医療、後期高齢者福祉医療は、一部所得制限があります。詳しくはお問合せください。

名称	対象者	内容
子ども医療	中学校卒業までの子	「子ども医療費受給者証」が発行され、入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。
障害者医療	・身体障害者手帳所持者(1～3級、4級腎臓機能障害、4～6級進行性筋萎縮症) ・療育手帳所持者(A・B判定) ・自閉症等と診断された人	「障害者医療費受給者証」が発行され、入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。
母子・父子家庭医療	・18歳の年度末までの子を扶養している母(父)とその子 ・父母のいない18歳の年度末までの子	「母子・父子家庭医療費受給者証」が発行され、入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。
特定疾患医療	橋本病、下垂体機能障害(小人病、シモンズ、シーハン病、クッシング病)、ネフローゼ症候群、突発性難聴の人 ※他の福祉医療等受給者は対象外	「特定疾患医療費受給資格証明書」が発行され、医療機関で一旦お支払い後、申請により返還します。
精神障害者医療	「自立支援医療受給者証(精神通院)」所持者	「精神障害者医療費受給者証(精神通院医療のみ使用可)」が発行され、自立支援医療受給者証に記載の医療機関での自己負担は通院に限り、ありません。
	「精神障害者保健福祉手帳」(1、2級)所持者	「精神障害者医療費受給者証(全疾患の入院医療・通院医療可)」が発行され、入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療に加入している人のうち、 ①母子・父子家庭医療該当者 ②戦傷病者手帳所持者 ③ひとり暮らし・ねたきり・認知症高齢者 ④障害者医療該当者 ⑤感染症予防法、精神保健法による命令入所該当者 ⑥「精神障害者保健福祉手帳」(1、2級)所持者 ⑦「自立支援医療受給者証(精神通院)」所持者	「後期高齢者福祉医療費受給者証」が発行され、①～⑥は入院・通院とも医療機関での自己負担はありません。⑦は「自立支援医療受給者証」に記載の医療機関での自己負担は通院に限り、ありません。

※助成の対象は、保険診療内のものに限りです

(予防接種、歯列矯正、入院時の食事代等は対象外です)

※次の場合は届け出をしてください

(受給資格要件に該当しなくなった、氏名・住所、加入している医療保険が変わった、転入・転出した、交通事故など第三者から被害を受けた場合のケガで福祉医療を使った、死亡した)